

経営者の高齢化や死亡の問題

会社、特に中小企業では経営者の高齢化や死亡の問題は避けては通れない問題であります。ひとまず後継者を決定できた企業でも、後継者を育成し承継する過程には一般的に相応の時間（及びその企業ごと様々な個別対応課題の解決）を要するところであり、高齢化や死亡はこれを待たずに生じる場合があります。今回はその対策について解説します。

Q 現経営者が 高齢化! 認知症?! どうしたらいいの?



中小企業においては、経営者の意思決定権限が強いため、経営者が高齢になれば、以前のような積極的な経営ができなくなり会社の活力が低下してしまうケースも出てきます。特に、経営者が認知症になった場合は、会社の運営自体に多大な影響を与えてしまいます。また大株主の経営者が認知症になれば、株主総会の議決権も行使できなくなり、後継者の選任も難しくなってしまいます。仮に、成年後見制度を利用するにしても時間を必要とし、迅速に対応することができません。そうならないためにも、経営者の高齢化や認知症に対しては早めの準備をしなければなりません。

これらの事前対応策として、次のようなものが考えられます。

- ・ 後継者になる者も代表取締役として選任し、複数の代表取締役にすることにより、後継者の育成と会社代表者を確保する。
- ・ 種類株式の発行や、株式を信託財産とする民事信託の活用で、大株主が認知症になっても後継者の選任ができるようしておく。

Q 現経営者が死亡! 行方不明?! 株主総会が開催できない! どうしたらいいの?

A

死亡した役員については、死亡による退任の登記を申請する必要があります。死亡した株主の相続財産である株式については、遺産分割協議等によって相続する者が確定するまでの間、各法定相続人が株式を準共有することになり、会社が同意した場合を除き、相続人は株式についての権利を行使する者一人を定め、会社に対しその者の氏名を通知しなければその株式についての権利を行使することができないこととされています。そのため死亡した役員が唯一の役員であり大株主でもあるときは、役員がいない、株主総会を開催できない、役員を選任できないといった問題が生じる場合があります。これらの事前対応策として、株主である経営者は遺言書を作成しておくことが有用です。

唯一の役員であり大株主でもある取締役が行方不明になったときも、役員がいない、株主総会を開催できない、役員を選任できないといった問題が生じます。

現経営者が死亡し遺言書なく遺産分割協議が長期化又は現経営者が行方不明といった事態が生じたときは、従業員等の利害関係人は一時取締役の職務を行う者の選任を裁判所に申し立てることができます。選任決定後は、その仮取締役が業務を執行します。詳しくは、司法書士までご相談ください。

Q 持分会社の社員が死亡! 株式会社と違う? どうしたらいいの?

A

合同会社などの持分会社の場合、社員の死亡は法定退社事由とされ、定款に定めのないときは、死亡した社員の持分（地位）は相続人に承継されず、持分の払戻しといった問題が生じるので注意が必要です。これらの事前対応策として、会社の所有・経営の実態に合致した、いざというときに困らない定款を作成しておくことが有用です。

詳しくは司法書士にご相談下さい。